

平成24年度主要事業PR版



平成24年3月
福島県農林水産部

目 次

○ 農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）	P 1
○ 避難農業者一時就農等支援事業（新規）	P 2
○ 放射性物質除去・低減技術開発事業（継続）	P 3
○ 地域と連携した企業農業参入支援事業（新規）	P 4
○ 農林水産業再生人材育成研修事業（新規）	P 5
○ 被災農家経営再開支援事業（継続）	P 6
○ たちあがれ！担い手育成事業（新規）	P 7
○ 農地保有合理化学業（継続）	P 8
○ 農地流動化支援事業（新規）	P 9
○ ふくしまの恵み安全・安心推進事業（新規）	P 10
○ 農業系汚染廃棄物処理事業（継続）	P 11
○ 有機農業活用！6次産業化サポート事業（継続）	P 12
○ 農家経営安定資金融通対策事業（継続）	P 13
○ ふくしまの恵み販売力強化事業（新規）	P 14
○ 地域産業6次化復興支援事業（新規）	P 16
○ ふくしま・地域産業6次化推進事業（継続）	P 17
○ 園芸産地等復興支援事業（新規）	P 18
○ 園芸施設再生可能エネルギー利用支援事業（新規）	P 19
○ 東日本大震災農業生産対策事業（継続）	P 20
○ 園芸作物緊急転換対策事業（新規）	P 21
○ 肥育牛全頭安全対策推進事業（継続）	P 22
○ 自給飼料生産復活推進事業（新規）	P 23
○ 「喜多平茂」産子600頭生産対策事業（継続）	P 24
○ 水産業共同利用施設復旧支援事業（継続）	P 25
○ 水産物流通対策事業（継続）	P 26
○ 栽培漁業振興対策事業（継続）	P 27
○ 漁場復旧対策支援事業（継続）	P 28
○ 共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）	P 29
○ 東日本大震災漁業経営対策特別資金（継続）	P 30
○ 小水力等農業水利施設利活用支援事業（新規）	P 31
○ 耕地災害復旧事業（継続）	P 32
○ 海岸災害復旧事業（継続）	P 34
○ 災害関連生活環境施設復旧事業（継続）	P 36
○ 農用地災害復旧関連区画整理事業（新規）	P 37

○ 除塩事業（継続）	P 3 8
○ 災害調査事業（継続）	P 3 9
○ ふるさと農道緊急整備事業（継続）	P 4 0
○ 農業集落排水事業（継続）	P 4 1
○ ため池等農地災害危機管理対策事業（新規）	P 4 2
○ 林道災害復旧事業（継続）	P 4 3
○ ふるさと林道緊急整備事業（継続）	P 4 4
○ 森林除染等実証事業（継続）	P 4 5
○ 県産材検査体制整備事業（新規）	P 4 6
○ 安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）	P 4 7
○ 森林林業再生支援・県産材安定供給体制整備事業（新規）	P 4 8
○ 木質バイオマスエネルギー利用施設等整備事業（継続）	P 4 9
○ 木質バイオマスエネルギー利用先導的モデル事業（新規）	P 5 0
○ 治山災害復旧事業（継続）	P 5 1
○ 治山事業（一部新規）	P 5 2
○ 治山施設事業（継続）	P 5 3

農林水産物等緊急時モニタリング事業（継続）

1 趣 旨

農林水産物の安全・安心を確保するため、モニタリング検査を実施するとともに、その結果を消費者や生産者、流通業者に迅速かつ的確に公表する。

2 事業内容

市場に流通する県産農林水産物を対象とした放射性物質検査を実施し、その結果を迅速に公表する。

(1) 検査対象

野菜、果実、きのこ、穀類（米等）、肉類、魚介類、原乳、鶏卵、飼料作物等

(2) 検査機関

ア 県検査機関 農業総合センター等

イ その他検査機関への委託

(3) 検体採取機関

農林事務所、家畜保健衛生所、農業総合センター、水産試験場、内水面水産試験場、本庁関係課等

3 事業実施主体 県

4 予算額 323, 324千円

5 補助率 ー

6 事業実施期間 平成23年～平成25年

【担当課：農業支援総室 環境保全農業課】

避難農業者一時就農等支援事業（新規）

1 趣 旨

震災や原発事故等に伴い仮設住宅等に避難中の農業者が、ふるさとに戻り営農を再開できるまでの間、県内の避難先等において一時的に営農を再開することを支援する。

2 事業内容

(1) 避難農業者一時就農等支援体制整備事業

避難農業者の一時就農を支援するモデル市町村の体制整備を支援するとともに、避難農業者に優良農地の貸し付ける農業者等に対して助成する。

<助成額>

ア 市町村助成 300千円/市町村

イ 農地貸付助成 10千円/10a

(2) 避難農業者経営開始支援事業

避難先等において一時就農しようとする被災農業者に対して、経営開始に必要な資金を助成する。

<助成対象及び助成額>

ア 畜産農家 1,500千円/経営体

イ 園芸農家等 1,000千円/経営体

<使 途>

ア 畜産農家 飼料費、敷料費、種付料、小農具備品費、
家畜診療衛生費 など

イ 園芸農家等 種苗費、肥料費、農薬費、動力光熱費、諸材料費、
小農具備品費 など

(3) 福島農業復興の絆づくり事業

県内各地に避難する農業者を対象に、避難先の優れた農業経営者等との技術交流機会を提供し、知識習得と避難先との絆づくりを支援する。

3 事業実施主体	2の(1) 市町村（避難先） 2の(2) 市町村（避難元） 2の(3) 県
4 予算額	58,867千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成24年度～平成28年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

放射性物質除去・低減技術開発事業（継続）

1 趣 旨

安全・安心な本県農林水産物の生産を図るため、放射性物質の除去・低減等の技術開発を行う。

2 事業内容

- (1) 放射性物質の分布状況の把握
放射性セシウムの分布状況の把握及び動態を明らかにする。
- (2) 放射性物質の簡易測定法の開発
放射性物質の簡易測定法を確立する。
- (3) 放射性物質の吸収量の把握
地域の土壌に応じた農作物の放射性セシウムの吸収量を把握する。
- (4) 放射性物質の除去・低減技術の開発
代かき、表土剥離、反転耕、植物による吸収除去技術の有効性を検討する。
- (5) 放射性物質吸収抑制技術の開発
土壌改良資材等の施肥、果樹における摘葉処理・袋かけ処理、牧草の放射性物質吸収抑制技術を開発する。
- (6) 農産物における放射性物質の除去技術の開発
農作物の部位別放射性物質の分布や加工過程での除去効果を検討する。
- (7) 農作業における放射線被曝低減技術の開発
耕耘、収穫・乾燥・調整等の農作業による影響を調査する。
- (8) 放射性物質が林産物に与える影響
林産物及び特用林産物への影響実態把握、吸収抑制・低減栽培技術を開発する。
- (9) 放射性物質が海面漁業に与える影響
海洋生物における放射性物質の移行、蓄積部位・過程、排出過程を解明する。
- (10) 放射性物質が内水面漁業に与える影響
内水面魚類における放射性物質の移行過程等を解明する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	139,471千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成23年度～平成27年度

【担当課：農業支援総室 農業振興課】

地域と連携した企業農業参入支援事業（新規）

1 趣 旨

企業等の地域と連携した農業参入を支援し、本県農業の復興、多様な担い手の確保、被災者等の雇用拡大に資する。

2 事業内容

(1) 農業参入相談マッチング活動事業

広く企業等の農業参入意向調査や誘致活動、相談会等を開催し、企業等と地元関係者のニーズのマッチングによる地域と連携した農業参入に向けて支援する。

また、参入を検討している企業等が県内で試験栽培による栽培データの収集や農作業体験を行う「企業の農園」を設置し、本格的参入につなげる。

(2) 企業農業参入支援事業

ア 農業参入円滑化支援

生産資材等の農業参入に必要な初期経費の一部を助成する。

イ 提案型企業農業参入支援

企業等のノウハウを活用した地域への波及が期待できる新たな農業参入ビジネスモデルを募集し、必要な経費の一部を助成する。

ウ 企業等定着促進支援

企業等が被災者等を安定的に雇用し、本県に定着して農業を行うために必要な作業所や貯蔵庫等の農業施設や農業用機械等の経費の一部を助成する。

また、借地料等の面積に応じて必要となる経費を助成する。

3 事業実施主体

2の(1) 県

2の(2) 企業等

4 予 算 額

25,459千円

5 補 助 率

2の(2)の ア 1/2以内（上限2,000千円）

2の(2)の イ 1/2以内（上限1,000千円）

2の(2)の ウ 機械施設 1/2以内

（上限15,000千円）

借地料等 定額200千円/ha

（上限2,000千円）

6 事業実施期間

平成24年度～平成26年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

農林水産業再生人材育成研修事業（新規）

1 趣 旨

避難中の農業者等に被災地域で営農を再開するのに必要な知識・技術を習得するための研修機会を提供することにより、被災した農村の復興を支える人材の育成を図る。

2 事業内容

被災した農業者等を対象に、放射性物質に関する知識や高度な施設栽培技術等を習得する講座の開設や先進事例調査等を実施する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	2,240千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成24年度～平成28年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

被災農家経営再開支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災で津波等の被害を受けた地域において、地域の取組みとして、経営再開に向けた復旧作業を共同で行う農業者に対して、経営再開のための支援金を交付し、地域農業の再生と早期の経営再開を図る。

2 事業内容

(1) 経営再開支援金交付事業

農地等の復旧作業を共同作業で行う農業者に対して、農業復興組合を通じてその活動に応じ経営再開支援金を交付する。

営農の種類	支援単価
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注：単価の（ ）は自力で施設の撤去等を行う場合

注：水田作物には、畑地で生産される大豆・そば等を含む。

(2) 経営再開支援推進事業

経営再開支援金の交付等に係る推進事務を県及び市町村が実施するのに必要な事務経費を助成する。

- 3 事業実施主体 2の(1) 市町村
 2の(2) 県、市町村
- 4 予 算 額 1,157,057千円
- 5 補 助 率 定 額
- 6 事業実施期間 平成23年度～平成24年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

たちあがれ！担い手育成事業（新規）

1 趣 旨

東日本大震災からの農業の復興に向け、大規模経営体が地域農業を担う体制の整備が一層重要となっている。

このため、「ふくしま型集落営農」の一層の推進を図るべく、地域農業のマスタープランの作成や経営者の経営能力向上や法人化に向けた各種支援を実施する。

2 事業内容

(1) マスタープラン作成支援事業

市町村が、集落毎の今後の農業のあり方を記載したマスタープランを作成する経費や、マスタープランに位置づけられた担い手の経営能力向上のための研修受講費用を支援する。

ア 地域農業マスタープラン作成事業

イ 経営再開マスタープラン作成事業

ウ 被災農業経営者経営能力向上事業

(2) 集落営農推進支援事業

担い手を中心としつつ、農業者がそれぞれの役割を持って営農に参加し、様々な農業経営を実践する「ふくしま型集落営農」の実現のため、組織運営や経営の高度化・多様化のための支援を行う。

(3) 県担い手育成総合支援協議会運営事業

県担い手育成総合支援協議会が、担い手に対する各種施策を効率的・効果的に実施する体制を整備するのに必要な経費に対して支援する。

(4) 企業的農業経営体育成支援事業

県担い手育成総合支援協議会が実施する法人設立等コンサルティング活動等に対して支援する。

(5) 企業的農業経営体ステップアップ支援事業

県担い手育成総合支援協議会が実施する専門的な指導を行うスペシャリストの設置や法人経営体等に対する講座等の実施に対して支援する。

3 事業実施主体

2の(1) 市町村等

2の(2) 県

2の(3)、(4)、(5) 福島県担い手育成総合支援協議会

4 予 算 額

90,610千円

5 補 助 率

2の(1)、(3)、(4)、(5) 定 額

6 事業実施期間

平成24年度～平成26年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

農地保有合理化事業（継続）

1 趣 旨

認定農業者を中心とする担い手に農地を利用集積し、効率的かつ安定的な農業経営を育成するため、農地保有の合理化（規模拡大、農地の集団化等）を促進する財団法人福島県農業振興公社を支援し、事業の円滑な執行を図る。

2 事業内容

(1) 農地保有合理化促進事業

県公社が規模縮小農業者等から農用地を買入れ（借入れ）、一定の要件を備えた担い手農業者に売渡す（貸し付ける）のに必要な経費を助成する。

また、県公社が事業を円滑に執行するために要する経費を助成する。

(2) 農地保有合理化専任職員設置等事業

農地保有合理化事業等を行うのに必要な経費を補助する。

(3) 強化基金受取利息減収補填事業

低金利の影響を受けて減収している県公社業務運営体制の整備強化を図るための基金の運用益を、想定していた額まで引き上げるために補助する。

(4) 合理化事業損失引当金積立事業

県公社が農地保有合理化事業により保有している農用地について、原価割れでの売却及び簿価を時価相当額まで償却する場合に必要な引当金の積立に対し補助する。

(5) 県推進事業

農地保有合理化事業実施の推進・指導を行う。

(6) 県集積推進事業

農地利用集積円滑化事業の推進・指導を行う。

3 事業実施主体	2の(1)～(4) 財団法人福島県農業振興公社 2の(5)、(6) 県
4 予 算 額	88,348千円
5 補 助 率	2の(1)～(3) 10/10以内 2の(4) 1/2以内
6 事業実施期間	平成23年度～平成25年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

農地流動化支援事業（新規）

1 趣 旨

市町村が、集落レベルでの話し合いに基づき、地域農業のあり方等を記載したマスタープランを策定し、プランの実現に向け農地集積等に必要な取組みを支援することにより、農業の競争力・体質の強化、及び地域農業の復興を図る。

2 事業内容

(1) 農地集積推進事業

市町村が策定した、人・農地プラン（地域農業マスタープラン）の実現に向け、農地集積に協力する者に対して、農地集積協力金（経営転換協力金、分散錯圃解消協力金）を交付する。

(2) 被災地域農地集積支援事業

津波の被災市町村が策定した、経営再開マスタープランの実現に向け、離農希望者等が農地利用集積円滑化団体又は農地保有合理化法人に対して、貸付等の相手方を指定しない旨の委任契約等を締結した場合、被災地域農地集積支援金を交付する。

3 事業実施主体	市町村
4 予算額	200,000千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成24年度～平成26年度

【担当課：農業支援総室 農業担い手課】

ふくしまの恵み安全・安心推進事業（新規）

1 趣 旨

トレーサビリティシステム等農林水産物の安全性確保のための取組みを基礎として、放射性物質検査を含めた新たな安全管理システムを戦略的に導入するとともに、消費段階での安全性の可視化のための活動を推進し、首都圏に広くPRする。

2 事業内容

(1) 安全管理システム緊急強化対策

ア 安全管理システム緊急強化対策事業

産地の放射性物質検査体制を構築し、検査結果等の可視化対策を推進する。

(ア) 県協議会の設置・運営

(イ) 産地支援活動

イ 安全管理システム地区推進事業

産地の自主分析体制整備や安全管理システムの強化対策を支援する。

(ア) 検査機器等整備 コンベア式検査器、NaIシンチレーションスペクトロメータ

(イ) 検査施設整備拡充 検査器設置場所のバックグラウンド線量低減対策

(ウ) 地域協議会設置と安全管理システムの導入推進

(2) 安全・安心見える化対策

ア 安全・安心見える化対策事業

放射性物質検査結果等の安全管理情報を消費者に提供するため、基本システムを構築するとともに、ホームページ等により情報を提供する。

(ア) 安全管理基本システムの構築と管理運営

(イ) 見える化整備（産地・流通業者） システム導入・運営、産地情報発信

イ 新生！ふくしまの恵み発信事業

風評被害を払拭するため、マスメディアを活用した効果的な対策を実施する。

(ア) 調査・集計分析・戦略の構築

(イ) 首都圏への情報発信

3 事業実施主体	2の(1)のアの(イ)、(2)のイ 2の(1)のアの(ア)、(2)のアの(ア) 2の(1)のイ 2の(2)のアの(イ)	県 県協議会 地域協議会等 JA、出荷団体等
4 予算額	5,020,231千円	
5 補助率	2の(1)のアの(ア)、(2)のアの(ア) その他	定額 10/10以内
6 事業実施期間	平成24年度～平成26年度	

【担当課：農業支援総室 環境保全農業課、
生産流通総室 農産物流通課、水田畑作課】

農業系汚染廃棄物処理事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質による汚染により農林業において利用が困難となった農林産物及びその副産物並びに農業生産資材等の処理を促進するため、一時保管、運搬、減容化、分析などの取組みを支援する。

2 事業内容

(1) 対象とする廃棄物

ア 肥料、土壌改良資材、培土、飼料、敷料の放射性セシウムの濃度が暫定許容値を超過しているもの

イ 食品衛生法の暫定規制値を超過しているもの

ウ 暫定許容値や暫定規制値等の基準を超えるおそれがあるため、国又は地方自治体による流通、利用の制限又は自粛の対象となっているもの

(2) 対象要件

ア 高濃度の放射性物質を含み、農業者等の外部被ばく等が懸念されるもの

イ 廃棄物として滞留し農林業や農林産物の流通等の支障となっているもの

ウ 地域において先行モデルとして処理をするもの

(3) 対象とする取組み

ア 廃棄物の運搬

イ 廃棄物の焼却等による減容化

ウ 廃棄物の一時保管・処分・有効利用等の処理

エ 廃棄物及び周辺環境等のモニタリング

オ 計画策定、事前調査等その他事業実施上必要な取組み

3 事業実施主体 市町村、民間団体又は民間事業者

4 予算額 5, 243, 090千円

5 補助率 10/10

6 事業実施期間 平成23年度～平成26年度

【担当課：農業支援総室 環境保全農業課】

有機農業活用！6次産業化サポート事業（継続）

1 趣 旨

県産有機農産物の産地を育成するため、コーディネーターを活用し、新たな需要を開拓するとともに、それに応じた供給体制を整備する。

2 事業内容

(1) 販路の開拓と販売体制の構築

有機農産物の流通に精通したコーディネーターを活用し、有機農産物のマッチング活動や販路開拓活動、需要情報に基づく生産体制の構築への助言等を行い、販売力の強化を支援する。

(2) 需要に対応できる生産体制の構築

エコファーマー、特別栽培等から有機農業へのステップアップを促進し、生産行程管理者の育成を図るとともに、生産ロットや品目等への需要に対応できる生産体制の構築を支援する。

ア 有機農業者の育成

(ア) 新規取組みの推進

(イ) 技術導入、認定取得への助言等支援活動

イ 技術の高位平準化

(ア) 需要に対応できる技術の平準化

(イ) たい肥等有機性資源を活用した施肥体系の構築

ウ 生産行程管理者の連携強化

(ア) 生産行程管理者による方部別交流会の開催

(3) 先導的有機農業等実践支援

ア 販売者・消費者も参加する新たな有機農業の実践モデル支援

イ 有機農業の技術伝承

3 事業実施主体	県
4 予算額	4,838千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成22年度～平成26年度

【担当課：農業支援総室 環境保全農業課】

農家経営安定資金融通対策事業（継続）

1 趣 旨

災害や農業経営の規模拡大等のために農業者等が必要とする長期・低利の資金を円滑に融通するため、当該資金を融通した農協等融資機関に対し利子補給を行い、農家経営の自立及び安定化を図る。

2 事業内容

農家経営安定資金に係る利子の一部について、利子補給を行う。

平成24年度融資枠 16億2千2百万円

(1) 東日本大震災農業経営対策特別資金

(東北地方太平洋沖地震対策資金、原発事故対策緊急支援資金)

(2) 一般資金

((小災害資金(一般)、負債整理資金、農業経営高度化資金、中山間地域経営維持資金)、経営支援資金、青年農業者育成資金)

3 事業実施主体 農業協同組合等（融資機関）

4 予算額 61,751千円

5 利子補給率 金融情勢により変動

6 事業実施期間 昭和50年度～平成32年度

【担当課：農業支援総室 農業経済課金融共済室】

ふくしまの恵み販売力強化事業（新規）

1 趣 旨

平成23年度に展開した「がんばろう ふくしま！」運動推進事業を充実・発展させ、販売促進活動等を展開することにより、本県の基幹産業である農林水産業の再生を図る。

2 事業内容

- (1) 「ふくしま新発売。」復興プロジェクト事業
県内外へ迅速かつ正確な情報の発信等を行う。
 - ア 専用WEBによる情報発信事業
モニタリング情報、イベント情報、旬の農産物情報等の発信を行う。
 - イ パブリシティ活動事業
在京メディアへの情報配信、メディア向けセミナー等を実施する。
 - ウ ふくしまダイアログ推進事業
首都圏において参加型シンポジウム等を開催する。
- (2) みんなのチカラで農林水産絆づくり事業
応援店の活動を支援するとともに、県内における安全安心キャンペーン等を展開する。
 - ア 「がんばろう ふくしま！応援店」等拡大事業
 - (ア) 応援店キャンペーン等活動支援
 - (イ) 応援店の認知度向上支援
 - イ 農林水産物利用推進絆づくり事業
 - (ア) 春夏秋冬県内量販店一斉キャンペーン
 - (イ) 地元産農林水産物利用意向聴き取り調査
 - (ウ) 県内メディア広報による安全性PR
 - ウ 米消費拡大推進事業
 - (ア) ふくしま米安全性PR街頭キャンペーン
 - (イ) PRチラシ作成配付、サンプル米の配付
 - (ウ) 米消費拡大キャンペーンクルー選考
 - (エ) 米粉及び米粉商品を用いた米の風評被害払拭・消費拡大活動
- (3) 復興サポート事業
県及び県域農業団体等のトップセールスを併せた全国キャラバンを展開するとともに、首都圏における電車内映像広告によるPRを実施する。
 - ア 県及び県域農業団体等のトップセールスを併せた「全国安全安心キャラバン隊活動」の展開
 - イ 首都圏安心PR事業
首都圏における電車内映像広告の展開

3 事業実施主体	2の(1)、(2)のア及びイ、(3)のイ 県 2の(2)のウの(ア)、(イ)及び(ウ) 福島県米消費拡大推進連絡会議 2の(2)のウの(エ) 米粉需要拡大連絡会議 2の(3)のア 県及び県域農業団体等
4 予 算 額	144,099千円
5 補 助 率	2の(2)のウの(ア)、(イ)及び(ウ) 定額 2の(2)のウの(エ) 定額 2の(3)のア 定額
6 事業実施期間	平成24年度～平成26年度

【担当課：生産流通総室 農産物流通課】

地域産業 6 次化復興支援事業（新規）

1 趣 旨

東日本大震災による甚大な被害を受けた本県農林水産業が、真の地域産業として復興を果たすためには、就業機会の創出と安定的な所得の確保の実現が必要であることから、農林漁業者による新規就業（雇用）や所得（営業利益）の向上を図るため、農林水産業を原点としながら、異業種（2次、3次産業）への参入による創業（起業）を推進し、県産農林水産物を原料とした新商品の開発によるヒット商品の創出を支援し、地域産業の6次化による本県農林水産業の復興を目指すものである。

2 事業内容

(1) 6次産業化創業サポート事業

異業種参入のために必要となる専門家等の派遣による新技術や新システムの習得や企業化に伴う各種手続きに要する費用の支援を行うための経費及び、新商品の販売戦略、拡大及び新デザイン、新パッケージ作成に要する経費への補助を行う。

(2) 地域産業6次化商品加工支援事業

県産農林水産物を原材料とした新商品生産のための食品加工設備の整備に対する補助を行う。

3 事業実施主体

県（委託先：ふくしま・地域産業6次化推進協議会）

補助対象者 農林漁業者等

農林漁業者等で新商品の開発、製造、販売を行う事業者

4 予算額

41,500千円

5 補助率

2の(1) 補助対象経費の2/3以内

(補助額100千円以上2,000千円以内/年)

2の(2) 補助対象経費の2/3以内

(補助額1,000千円以上3,000千円以内)

6 事業実施期間

平成24年～平成26年

【担当課：生産流通総室 農産物流通課】

ふくしま・地域産業6次化推進事業（継続）

1 趣 旨

本県の豊かな農林水産資源を基盤とした、農林水産業の6次産業化や農商工連携などの動きを発展させ、新たな地域産業を創出し、地域経済の活性化を図る。

2 事業内容

(1) 地方ネットワーク拡充支援事業

ネットワーク会員の会員間交流や、特産品開発等を支援し、会員の持つシーズのマッチングを進めることで6次化による地域経済の活性化を図る。

(2) ふくしま・6次化人材育成事業

「ふくしま6次化創業塾」を継続し、積極的に地域産業6次化に取り組む農林漁業者や商工業者等を引き続き発掘・育成する。

(3) 6次化新商品テストマーケティング事業

各地域のクラスター分科会等で開発された新商品をスーパー・量販店、SA等で試験販売を行い、消費者による評価（マーケティング）による商品のブラッシュアップを行い、本県の顔となる売れる新商品の創出を図る。

(4) 6次化特産品ブランド化支援事業

各地方ネットワーク組織において、地域クラスター産品開発に取り組み、地域の新たな特産品として知名度を向上させ、地域ブランドとしての確立を図るため、県内及び首都圏において発売開始イベントや商談機会の提供とその活動を支援する。

3 事業実施主体	2の(1)	県
	2の(2)～(3)	県（委託事業）
	2の(4)	ふくしま・地域産業6次化推進協議会
4 予算額	37,298千円	
5 補助率	2の(4)	定額
6 事業実施期間	平成23年～平成24年	

【担当課：生産流通総室 農産物流通課】

園芸産地等復興支援事業（新規）

1 趣 旨

「ふくしまの恵みイレブン」の品目であるアスパラガス、りんどう、日本なし等は、全県的に生産拡大を推進し、特に浜通り地方においては、新たな産地が形成され、今後、栽培面積や販売額の増加、さらに農業所得の安定確保が期待されていた。

しかし、東日本大震災等によりこれらの産地においては、壊滅的な被害を受け、産地再生には風評被害も伴い厳しい状況にある。アスパラガス、りんどう、日本なし等は未収益期間が長く、新たな農地を開拓しながら営農再開するには生産者等の負担が大きい。このため、アスパラガス、りんどう等の経営再開には、管理が不十分な園地の活用も含め園地整備、施設等の導入に係る費用の軽減と早期所得確保対策を支援する。

また、加工用トマトにおいても、安全性の確保が難しいことや風評被害等から、本年度契約栽培を休止しているため、安全で作業効率の高い新規ほ場で栽培できる新たな生産体制再編と条件整備の支援を行う。

2 事業内容

(1) 助成対象

- ア 園地整備費
- イ 管理用機械、施設
- ウ 初期生産資材（種苗、肥料、土壌改良資材等）
- エ 農地等貸借に係る賃借料 等

(2) 対象作物

アスパラガス、きゅうり、日本なし、りんどう、トルコギキョウ 等

- | | |
|----------|---|
| 3 事業実施主体 | 原子力発電所事故により甚大な被害を受けた地域の市町村、
JA、農業法人、営農集団、認定農業者 等 |
| 4 予算額 | 44,000千円 |
| 5 補助率 | 2の(1)のア園地整備 定 額
上記以外 9/10以内 |
| 6 事業実施期間 | 平成24年度～平成28年度 |

【担当課：生産流通総室 園芸課】

園芸施設再生可能エネルギー利用支援事業（新規）

1 趣 旨

本県農業の復興には、周年的に安定した生産・販売及び雇用が可能な施設園芸による経営の早期再建、生産体制の確立が必要である。

また、燃油が高値基調であることに加え、風評被害等の影響を受け、園芸農家の経営はこれまでになく悪化していることから、周年栽培における太陽光等の再生可能エネルギー等の活用など省エネルギーに向けた取組みが重要となっている。

このため、再生可能エネルギーを活用した冷暖房や病虫害防除光源等を備えた最先端のシステムの施設園芸分野への導入に向けて、実践事例を通じたデータの収集、蓄積及び施設メーカーと再生可能エネルギー関連各企業が一体となり施設整備への支援を行うことで市町村、農業者等の取組みを促進する。

2 事業内容

(1) 事例調査の実施及び展示・セミナーの開催

ア 事例調査

再生可能エネルギーを利用した施設園芸の実稼働段階における収益性、効果等の情報を収集調査

イ 展示・セミナー

(ア) 大学教授や実践者等による再生可能エネルギー利用の施設園芸展開の魅力や将来性の講演

(イ) 関連企業による施設・機器等の展示、導入事例（形態、品目、収支）及び商品紹介

(ウ) 導入事例（仕様・収支等）資料作成

(2) 施設整備の支援

市町村、農業者等が太陽光パネルや病虫害防除光源等を園芸用施設に導入する際に検討が必要となる施設の仕様・規模や栽培品目等について、各分野ごとの企業で構成する支援アドバイザーの委嘱、派遣を行う。

ア 支援方部2方部

イ アドバイザー数4名（ユニット活動）

3 事業実施主体 県

4 予算額 1,172千円

5 事業実施期間 平成24年度～平成26年度

【担当課：生産流通総室 園芸課】

東日本大震災農業生産対策交付金（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により被害を受けた農業用施設や営農用資機材等の復旧及び消費者の信頼回復や新たな高付加価値化に向けた取組み並びに放射性物質の吸収抑制資材等の購入経費への助成等を通じて被災地域の復興を図る。

2 事業内容

(1) 被災地における生産力の回復

- ア 生産関連施設の再編整備
- イ 農業機械の導入
- ウ 農業用資機材の共同調達
- エ 鳥獣被害防止対策
- オ 農地生産性回復に向けた土づくり等

(2) 被災地における信頼の回復

- ア 大豆の契約販売の促進
- イ 震災被害に対応した高度な農業生産工程管理の導入
- ウ 放射性物質の吸収抑制対策

(3) 新たな高付加価値化、低コスト化

品目、品種転換や移転先における新規栽培に必要な資材導入

- | | |
|----------|--------------------------------------|
| 3 事業実施主体 | 市町村、農業団体、営農集団、農業生産法人 等 |
| 4 予算額 | 225,699千円 |
| 5 補助率 | 都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内等) |
| 6 事業実施期間 | 平成24年度 |

【担当課：生産流通総室 園芸課】

園芸作物緊急転換対策事業（新規）

1 趣 旨

原子力発電所事故に伴い、作付休止や葉たばこの廃作希望等により生産者の耕作意欲が大きく減退しており、農家経営の悪化や避難した農業者の帰農の断念、さらには耕作放棄地の発生が懸念される。

このため、農業経営の再構築を目指して、安定した需要が見込める転換品目の導入や雇用等の取組みを支援し、生産者の所得確保や新たな産地づくりを推進する。

2 事業内容

(1) 推進事業

新たな品目への転換を図るうえで必要な作付者の育成・確保、農地の集積等の活動、転換推進品目の実証等を実施する。

(2) 転換対策条件整備事業

葉たばこ産地等において転換品目の生産に必要なハウスリフォーム、かん水設備、初期生産資材等の整備を支援し、転換品目の円滑な作付を促進するとともに、需要の多い品目の新たな園芸産地の確立を図る。

また、市町村、J A等が取り組む転換誘導、農地の集積及び新規作物導入の実証ほ運営等を支援する。

<事業対象>

ハウスリフォーム、初期生産資材（種苗、肥料、農薬等）、かん水設備、栽培用施設（付帯施設含む）、出荷調製機器、管理機械実証ほ運営費 等

3 事業実施主体	2の(1) 県
	2の(2) 市町村、J A、営農集団、農業法人 等
4 予算額	2の(1) 推進事業 816千円
	2の(2) 転換対策条件整備事業 19,320千円
5 補助率	2の(2) 6/10以内
6 事業実施期間	平成24年度～平成26年度

【担当課：生産流通総室 園芸課】

肥育牛全頭安全対策推進事業（継続）

1 趣 旨

原子力発電所事故以降、風評等の影響により県産畜産物販売金額は著しく減少し、特に肉用牛販売価格は回復の兆しが見られず、未だ、市場並びに消費者の信頼回復には至っていない。

このことから、本県産牛肉の全頭検査を実施し、出荷牛の安全性を確認するとともに、その結果を広く消費者に公表することによって、本県産牛肉の信頼回復を図る。

2 事業内容

本県産牛肉の安全性を確保し、消費者の信頼回復、県産ブランドの再生及び畜産農家の経営の安定を図るため、県外においてと畜処理される肥育牛について、放射性物質検査に必要な材料を採取して検査機関へ搬入し、全頭検査を行う体制を県主導で確立する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	138,967千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成23年度～平成24年度

【担当課：生産流通総室 畜産課】

自給飼料生産復活推進事業（新規）

1 趣 旨

草地更新等の除染により牧草の汚染レベルを低減していくことで、粗飼料の生産基盤を復活させるまでの間、畜産農家が代替粗飼料を確保する取組みに対して支援を行う。

2 事業内容

飼料の暫定許容値見直しに伴い使用ができない牧草が増加することや草地更新をする間は牧草の生産ができなくなることから、草地の除染が完了するまでの間、酪農や肉用牛農家における安全な粗飼料を確保するため、代替粗飼料の購入に必要な資金を無利子で貸付する。

(1) 貸付利率 無利子

(2) 貸付期間 1年（平成24年4月～平成25年3月）

3 事業実施主体 農業協同組合等

4 予 算 額 515,699千円

5 事業実施期間 平成24年度

【担当課：生産流通総室 畜産課】

「喜多平茂」産子600頭生産対策事業（継続）

1 趣 旨

「福島牛」産地の生産強化のため、本県が造成した基幹種雄牛「喜多平茂」を活用し、各産地において「喜多平茂」を中心とした次世代の優れた肉用牛繁殖雌牛群の基盤づくりを推進し、もって「福島牛」の産地づくりとブランド力の強化に資する。

2 事業内容

「喜多平茂」の優れた遺伝的能力を活用し、県が作成した「喜多平茂」の推奨交配パターンに沿った交配を実施し、「喜多平茂」産子を計画的に生産して次世代の肉用牛繁殖雌牛群の基盤づくりに取り組む団体に対し助成を行う。

なお、本事業では、県推奨交配様式に基づく「喜多平茂」産子生産の取組みを助成対象とし、3年間継続して実施する。

3 事業実施主体	福島県畜産農業協同組合連合会 全国農業協同組合連合会福島県本部
4 予算額	2,400千円（600千円×4地区）
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成23年度～平成25年度

【担当課：生産流通総室 畜産課】

水産業共同利用施設復旧支援事業（継続） （経営構造改善事業）

1 趣 旨

水産業の早期復旧を図るため、市場等の水産業共同利用施設の機器や施設の整備に対して支援する。

2 事業内容

(1) 機器整備等（水産業共同利用施設復旧支援事業）

被災した漁協等が所有する共同利用施設の早期復旧に不可欠な機器の整備及び施設の修繕を支援する。

(2) 施設整備（水産業共同利用施設復旧整備事業）

被災した漁協等が所有する共同利用施設の整備を支援する。

3 事業実施主体	漁業協同組合等
4 予算額	1,470,748 千円
5 補助率	2/3以内
6 事業実施期間	平成23年度～平成24年度

【担当課：生産流通総室 水産課】

水産物流通対策事業（継続）

1 趣 旨

流通加工業者が加工原材料を調達していた地域の漁港等が被災したことにより、当面の間、緊急的に遠隔地から原材料を確保せざるを得ない状況となっていることから、運搬料等の掛かり増し経費に対して支援する。

2 事業内容

漁業協同組合や加工業協同組合等が遠隔地から原料を確保するための経費（運搬料、製氷購入費）や原料の変更に伴う経費（パッケージ変更費、製造ライン改修費、サンプル品開発費）に対して助成する。

3 事業実施主体 漁業協同組合、加工業協同組合等

4 予 算 額 50,000 千円

5 補 助 率 1 / 2 以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成24年度

【担当課：生産流通総室 水産課】

栽培漁業振興対策事業（継続）

1 趣 旨

アワビ、ウニ、ヒラメ、ホシガレイ、サケについて、種苗生産、放流、技術開発や、団体への支援を実施することで水産資源の増大を図り、持続的な利用を推進する。

2 事業内容

(1) アワビ・ウニ・アユ栽培漁業振興対策事業

財団法人福島県栽培漁業協会が他県種苗生産施設に職員を派遣し、種苗生産を行い、本県海域に放流する取組みに対して支援する。

(2) 栽培漁業技術開発事業

次期栽培漁業対象種としてホシガレイの種苗生産技術を開発する。

(3) さけ資源増殖事業

さけ稚魚の大型化放流に取り組む増殖団体に対して支援する。

3 事業実施主体

2の(1)、(3) 団体

2の(2) 県

4 予算額 46,740 千円

5 補助率 2の(1)定額
2の(3)2/3以内

6 事業実施期間 2の(1)昭和57年度～平成26年度
2の(2)昭和57年度～平成25年度
2の(3)平成21年度～平成25年度

【担当課：生産流通総室 水産課】

漁場復旧対策支援事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災によって、無数の漂流・漂着・堆積物及び流出油等が、漁場機能及び漁場生産力を著しく低下又は喪失させ、漁業生産活動が困難となっている。

このため、漁場機能及び漁場生産力を再生・回復させるため、堆積物等の回収等を行う漁業者を支援するとともに、漁業者による対応が困難な漁場については、県が調査、回収を行う。

2 事業内容

(1) 漁場生産力回復支援事業

がれきの回収を行う漁業団体を支援する。

(2) 漁場堆積物除去事業

がれきの分布状況の調査や回収を実施する。

3 事業実施主体

2の(1) 福島県漁業協同組合連合会

2の(2) 県

4 予算額 2,339,220 千円

5 補助率 2の(1)定額

6 事業実施期間 平成23年度～平成25年度

【担当課：生産流通総室 水産課】

共同利用漁船等復旧支援対策事業（継続）

1 趣 旨

東日本大震災により多数の漁船等が被害にあったことから、漁業協同組合等が組合員の共同利用に供する漁船の建造等を行う取組みを支援することで、漁業生産活動の継続・再開を図る。

2 事業内容

漁業協同組合等が、東日本大震災により漁船・漁具を失った組合員のために共同利用やリースにより使用することを目的として行う漁船の建造、中古船の購入及び定置網等漁具の購入に必要な経費に対して補助を行う。

3 事業実施主体	漁業協同組合等
4 予 算 額	877,250 千円
5 補 助 率	2/3以内
6 事業実施期間	平成23年度～平成24年度

【担当課：生産流通総室 水産課】

東日本大震災漁業経営対策特別資金(継続)

1 趣 旨

東日本大震災により被害を受けている漁業者及び水産加工業者に対し、消失した漁具・設備などの購入や、経営維持に必要な資金等を円滑に融通する

2 事業内容

- (1) 対 象 者 東日本大震災により被害を受けている漁業者及び水産加工業者
- (2) 貸付対象 消失した漁具・設備などの購入や経営維持に必要な資金等
- (3) 融資枠 15億円(原資 県7.5億円、農林中央金庫7.5億円)
- (4) 貸付限度額 個人500万円、法人700万円
- (5) 貸付利率 無利子
県信用漁業協同組合連合会の貸付基準金利1.5%に対し、県、県漁業協同組合連合会、農林中央金庫がそれぞれ0.5%の利子補給を行うことで無利子融資を実施
- (6) 償還期間 10年以内(うち据置3年以内)
- (7) 担 保 原則、無担保

3 事業実施主体 県信用漁業協同組合連合会(取扱金融機関)

4 予 算 額 750,000千円(貸付事業)
4,093千円(利子補給事業)

5 事業実施期間 平成23年度～平成24年度

【担当課：生産流通総室 水産課】

小水力等農業水利施設利活用支援事業（新規） （小水力等農村地域資源利活用促進事業）

1 趣 旨

東日本大震災を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現を図ることが喫緊の課題となっている。そのため、土地改良施設等の遊休エネルギーに着目した小水力等再生可能エネルギーの導入を促進し、農山漁村の新たな付加価値を創出するコミュニティの形成を通じた農村の地域資源の有効活用と低炭素社会の実現を目指すものである。

2 事業内容

農村地域における再生可能エネルギーの利活用に当たり、整備済みの農業水利施設への小水力発電導入の可能性の有無について調査等を行う。

3 事業実施主体	県
4 予算額	15,800千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成24年度

【担当課：農村整備総室 農村計画課】

耕地災害復旧事業（継続）

1 趣 旨

異常なる天然現象（暴風、洪水、高潮、地すべり、地震、低温、その他）によって災害を被った農地、農業用施設を原形に復旧することを目的とする。

2 事業内容

災害を受けた農地、農業用施設の速やかな復旧を図る。

(1) 事業採択の条件

ア 事業費の最低基準

1箇所の子工の費用が40万円以上

イ 異常な天然現象の条件

最大24時間雨量80mm以上、最大時間雨量20mm以上、洪水は警戒水位以上、風速15m/秒平均以上、低温災害は最近10か年の凍結指数の最大値を越えること

(2) 復旧の形態

ア 原形復旧

被災した施設と位置、形状寸法、材質の等しい施設に復旧する工事

イ 効用回復

施設に被害が無くとも災害により地形、地盤等が変化して原施設の効用が失われた場合に原施設の従前の効用を回復する工事

ウ 原形復旧不可能な場合の復旧

被災した施設を原形に復旧することが技術的に不可能な場合、被災前の位置に従前の効用を回復するために必要な施設をつくる工事

エ 原形復旧が困難または不適當な場合の復旧

被災した施設を原形復旧することが可能であっても、災害による状況変化等により原形復旧することが技術的に不適當な場合、原形施設に替えて必要な施設をつくる工事

オ 施設を統合する復旧

被災施設を個々に復旧するよりは統合して復旧する方が有利な場合、原施設の従前効用を限度として施設を統合する工事

(3) 採択する工種

ア 農 地 田、畑（牧道は畑扱い）

イ 農業用施設 水路、道路、頭首工、ため池、橋梁、揚水機、堤防、農地保全施設（農業用施設は関係受益戸数2戸以上）

3 事業実施主体

市町村、土地改良区、農協等

県営事業に関連又は高度の技術を必要とするものは県

4 予 算 額 15,770,893千円

5 補 助 率

(1) 普 通 率
農地50%、農業用施設65%

(2) 高 率

その年の1月1日から12月31日までに発生したその市町村の農地、農業用施設にかかる災害復旧事業費（査定額）を実関係農家戸数で除した1戸当りの額に応じ算定

(3) 連年災害補助率

その年を含む前3か年の発生災害復旧事業費の合計が1戸当り10万円以上でかつその年の1戸当り事業費が4万円以上の場合、3か年合計の事業費に対し同上算定の方法で補助率を算定し、その率が現年災害分の事業費に対する補助率よりも高い場合はその補助率を適用

6 事業実施期間

災害が発生した年を含め原則3年間

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

海岸災害復旧事業（継続）

1 趣 旨

異常なる天然現象（暴風、洪水、高潮、地震、その他）により生じた公共土木（海岸保全）施設の災害復旧事業費について、地方公共団体の財政力に適應するように国の負担を定めて災害の速やかな復旧を図り、もって公共の福祉を確保することを目的とする。

2 事業内容

災害を受けた公共土木（海岸保全）施設の速やかな復旧を図る。

(1) 事業採択の条件

ア 事業費の最低基準 1箇所工事の費用が120万円以上

イ 異状な天然現象の条件

(ア) 最大24時間雨量が80mm以上、時間雨量20mm以上

(イ) 最大風速が平均15m/秒以上。

(ウ) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪（うねりを含む）

又は津波により発生した災害で、被災の程度が比較的大であると認められるもの

(2) 復旧の形態

ア 原形復旧

被災前の位置に、被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する工事

イ 原形に復旧することが不可能な場合

当該施設の従前の効果を復旧するための施設をつくる工事

ウ 原形に復旧することが著しく困難又は不適當な場合

当該施設に代るべき必要な施設をつくる工事

(3) 採択する工種

堤防工、護岸工、胸壁工、樋門工、根固工、突堤工、消波工

3 事業実施主体 県、市町村（本県海岸は指定管理により県営のみ）

4 予算額 4,336,750千円

5 補助率

国庫負担率

(1) その年の1月1日より12月31日までに発生した災害について、当該地方公共団体の当該年度（災害発生した年の4月1日の属する会計年度）の標準税収入の1/2に相当する額までの額については3分の2

(2) 同じく標準税収入の1/2を超え2倍に達するまでの額に相当する額につい

ては4分の3

(3) 同じく標準税収入の2倍をこえる額に相当する額については4分の4

(4) 連年災害における国庫負担率の特例

その年を含む前3か年の標準税収入額の合計額をこえる発生災害の時はその年の災害について前項(2)と(3)の「標準税収の2倍」とあるのは「標準税収入」と読み替えた率

6 事業実施期間

災害が発生した年を含め原則3年間

災害関連生活環境施設復旧事業（継続） （災害関連事業）

1 趣 旨

災害を受けた農村生活環境施設の復旧を速やかに行うことにより、活力ある農村地域社会の維持、形成に資することを目的とする。

2 事業内容

被害を受けた農村生活環境施設（集落排水施設、農村公園等）の速やかな復旧を図る。

<採択要件>

- (1) 農村生活環境施設とは「集落排水施設」、「営農飲雑用水」、「農村公園」で農業農村整備事業により整備された施設
- (2) 工事費 2 百万円以上（1 2 百万円以上は本省協議）
- (3) 受益戸数が 2 戸以上
- (4) 「災害復旧事業」と同一地域内で実施すること（落雷については単独でも採択）

3 予 算 額 1, 3 8 6, 9 9 4 千円

4 補 助 率

5 0 %（激甚法による嵩上げなしの場合）

本事業の調査は災害復旧事業の査定の際に併せて実施

<県・市町村負担に対する起債措置>

集落排水施設のみについて起債措置あり（1 0 0 %）、農村公園施設、営農飲雑用水施設については、普通交付税を決定する場合の基準財政需要額に補助残が算入される。

5 事業実施主体

市町村、土地改良区等

6 事業実施期間

災害が発生した年を含め原則 3 年間

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

農用地災害復旧関連区画整理事業（新規） （災害関連事業）

1 趣 旨

東日本大震災の津波被災農地は広範囲に地盤沈下を起こしており、復旧工事には高度な土木技術を要することや、関係市町が策定する復興計画に基づく新たな土地利用計画の下、広範囲かつ複雑な権利調整や事業調整を進める必要がある。

このため、「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に基づき、被災農地と隣接する未被災農地とを一体的に区画整理の手法を用いた復旧工事を行うことにより、大規模経営など効率的な営農を図る。

2 事業内容

被災農地と隣接する未被災農地を一体的として区画整理の手法により、復旧を図る。

(1) 事業対象区域

被災した農地及びこれの利用又は保全上必要な農業用施設の復旧と併せて、隣接する農地等の整備を一定の計画に基づき総合的かつ一体的に整備する必要がある区域。

(2) 事業内容

整地工、用水施設、排水機場工、排水路工、道路工 等

3 事業実施主体	県
4 予 算 額	1,182,443 千円
5 補 助 率	国 未定 県 国庫補助残の15/50
6 事業実施期間	平成24年度～平成28年度

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

除 塩 事 業（継続）

1 趣 旨

「東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律」に基づき、津波による海水の浸入で塩害を受けた農用地の除塩作業に対して支援する。

2 事業内容

津波により塩害を受けた農用地の除塩作業について助成する。

(1) 事業対象区域

土壌塩分濃度(塩素濃度)が水田で0.12%以上、畑地で0.05%以上の農用地で、1箇所(1ha)の復旧費用が40万円以上となる地域

(2) 補助対象

ア 除塩に必要な用水を確保するための取水施設及び用水路の新設又は改修

イ 除塩のために設置する揚排水機(ポンプ等)の賃料、運搬、据付、撤去及び送電施設、その運転に必要な労務費

ウ 排水を促進させるための弾丸暗渠及び排水溝等の施工

エ 排土、客土、耕起

オ 土壌に吸着したNaイオンを効率的に除去するために行う石灰資材の散布等

3 事業実施主体 市町村、土地改良区

4 予算額 247,050千円

5 補助率 国 9/10以内

6 事業実施期間 平成23年度～平成25年度

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

災害調査事業（継続）

1 趣 旨

農地・農業用施設・海岸保全施設及び地すべり防止施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業を対象として、災害査定申請を早急かつ円滑に執行すべく、耕地災害、海岸及び地すべり防止施設災害の調査等を実施する。

2 事業内容

農地、農業用施設、海岸保全施設、地すべり防止施設の被害発生地区のうち、県営災害復旧事業について、災害調査等を行う。

3 事業実施主体	県
4 予算額	85,000千円
5 補助率	県10/10
6 事業実施期間	平成24年度

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

ふるさと農道緊急整備事業（継続）

1 趣 旨

農村地域において、緊急に対応しなければならない課題に応じた農道整備を行うことにより、農業農村の振興と定住環境の改善に資する。

2 事業内容

農村地域において重要な役割を担う農道について整備を図る。

(1) 対象事業

- ア 促進型事業 国庫補助事業と本事業の施工区間を区分して行う事業
- イ 合併型事業 国庫補助事業と本事業の施工内容を区分して行う事業
- ウ 本事業単独で実施する農道整備事業

(2) 採択基準

- ア 受益の面積は、30ha以上であること。
- イ 車道幅員は、4m以上であること。
- ウ 一路線の総事業費が、60,000千円以上であること。
- エ 平成21年度以降新規に実施する地区にあっては、過疎地域自立促進特別措置法で定める過疎地域、または山村振興法で定める振興山村地域における農道であること。

3 事業実施主体	県
4 予算額	266,792千円
5 補助率	一般区域 県費26/30、市町村4/30 過疎・山村地域 県費100% 県費24/30、市町村6/30 (平成21年度以降採択)
6 事業実施期間	平成5年度～平成24年度

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

農業集落排水事業（継続）

1 趣 旨

農業集落排水施設から排出される汚泥や処理水の循環利用等、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農村生活環境の改善、農業用排水の水質保全・機能維持を図り、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落における生活排水処理施設の整備や改築を支援する。

2 事業内容

汚水若しくは雨水を処理する施設又は汚泥、処理水若しくは雨水の循環利用を目的とした施設及びこれらに付帯する施設の整備又は改築を支援する。

<事業実施要件>

- (1) 整備対象地域は、農業振興地域内の農業集落であること。
- (2) 処理対象汚水は、し尿、生活雑排水、雨水等。ただし、重金属等の有害物質を含む工場排水等は対象外とする。
- (3) 処理対象人口は、おおむね1,000人程度とする。1,000人を超える場合であっても所要の協議を経て実施することができる。
- (4) 補助対象は、受益戸数が20戸以上、排水路末端の受益戸数2戸以上。
- (5) 排除方式は、分流式（汚水と雨水を別々に集水処理する方式）。
- (6) 処理水質は、原則としてBOD20mg/l以下、SS50mg/l以下。

3 事業実施主体	市町村
4 予算額	503,888千円
5 補助率	国50%、県12%～10%（継続地区）
6 事業実施期間	昭和58年度～

【担当課：農村整備総室 農村基盤整備課】

ため池等農地災害危機管理対策事業（新規）

1 趣 旨

ダムやため池等の農業用施設が地震や豪雨により被害を受ければ、農用地、農業用施設はもとより、人命、財産等に甚大な被害を与える恐れがある。

このため、ダムやため池等について、被害が生じないようにハード事業と併せてソフト事業を組み合わせる実施することが重要であることから、浸水想定区域図を作成することでダムやため池等が万が一決壊した場合の被害の回避（防災）と軽減（減災）を図る。

- | | |
|----------|---|
| 2 事業内容 | 農業用施設等に係る浸水想定区域図を作成する。 |
| 3 事業実施主体 | 県、市町村 |
| 4 予算額 | 27,562千円 |
| 5 補助率 | (1) 県所有及び県管理の農業用ダム
国50%、県50%
(2) (1)以外の農業用ダム、大規模ため池等
国50%、市町村50% |
| 6 事業実施期間 | 平成24年度～平成28年度 |

【担当課：農村整備総室 農地管理課】

林道災害復旧事業（継続）

1 趣 旨

市町村等が維持管理する林道施設の東日本大震災や異常気象等による被災箇所について復旧事業を実施する。

2 事業内容

市町村等が維持管理する林道施設の被災箇所について復旧事業を実施する。

3 事業実施主体 市町村等

4 予 算 額 1, 9 5 6, 4 0 1 千円

5 補 助 率 奥地林道 6 5 %
その他（奥地林道以外） 5 0 %

※ なお、単年災高率補助、連年災高率補助、激甚災害高率補助の基準に該当する場合は補助率の嵩上げが行われる。

6 事業実施期間 災害が発生した年を含め原則 3 年間

【担当課：森林林業総室 森林整備課】

ふるさと林道緊急整備事業（継続）

1 趣 旨

山村地域において、緊急的に対応しなければならない課題に応じた林道整備を行うことにより、山村地域の振興と定住環境の改善に資する。

2 事業内容

山村地域の振興、定住環境の改善に寄与する林道の開設・改築・舗装を行う。

3 事業実施主体 県

4 予 算 額 397,427千円

5 市町村負担率 15%

6 事業実施期間 平成21年度～平成24年度

【担当課：森林林業総室 森林整備課】

森林除染等実証事業(継続)

1 趣 旨

きのこ生産など地域の主要な産業の場となっている森林において、効果的な森林除染の手法を確立するとともに、きのこなどの生産のための基盤整備を促進する。

2 事業内容

(1) きのこ用原木林再生事業

ア 萌芽更新(40か所40ha)

ナラ・クヌギ等の占有率の高い広葉樹林を対象に、刈り払い、伐採、伐倒木の撤去、落葉の除去を行うとともに、作業前後の空間線量の変化や原木、落葉、土壌等を含む放射性物質の含有量を測定・検証し、より効果的な除染方法を確立する。

イ 原木林除染(10か所10ha)

ナラ・クヌギ等の占有率の高い広葉樹林を対象に、刈り払い、枝落とし、落葉の除去を行うとともに、作業前後の空間線量の変化や原木、落葉、土壌等を含む放射性物質の含有量を測定・検証し、より効果的な除染方法を確立する。

(2) 竹林再生事業(20か所2ha)

伐採、伐倒木の撤去、落葉・表土(5cm)の除去を行うとともに、作業前後の空間線量の変化や竹、落葉、土壌等を含む放射性物質の含有量を測定・検証し、より効果的な除染方法を確立する。

3 事業実施主体	県(委託事業(林業関係団体、民間団体等))
4 予算額	159,567千円
5 補助率	定額
6 事業実施期間	平成24年度

【担当課：森林林業総室 林業振興課】

県産材検査体制整備事業（新規）

1 趣 旨

県内各地域において、県産材の安全性を確認するための調査を実施するとともに、木材関係団体が自ら取り組む製材品の放射線量の測定、検査等の体制整備に対して支援を行い、原子力発電所事故に伴う立木の放射能汚染による木材製品の風評被害の防止を図り、東日本大震災からの復興へ向けた新たな木材需要に対応した安全・安心な県産材の供給や需要の確保に資する。

2 事業内容

(1) 県産材安全性確認調査事業

県内の森林から生産される木材製品について、原子力発電所事故による樹皮の表面汚染や土壌からの吸収による木製品への影響を定期的に調査することにより、県産材の安全性を確認し、広くその結果を周知する。

(2) 放射線検査実行体制整備事業

木材関係団体が取り組む、製材品等の放射線の検査体制の整備について支援を行う。

(3) 放射線検査機器等整備事業

木材関係団体が取り組む、製材品等の放射線の検査の実施に必要な放射線測定関連機器の整備を支援する。

3 事業実施主体	2の(1) 県 2の(2)～(3) 福島県森林整備加速化・林業再生協議会
4 予算額	31,438千円
5 補助率	2の(2)～(3) 定額
6 事業実施期間	平成24年度～平成26年度

【担当課：森林林業総室 林業振興課】

安全なきのこ原木等供給支援事業（継続）

1 趣 旨

放射性物質による森林汚染が、きのこ原木等の需給に影響を及ぼしており、きのこ原木等の価格が高騰している。

このため、きのこ原木等の購入に伴う生産者の負担軽減を図る取組みを行う団体に対し支援し、きのこ生産の回復を図る。

2 事業内容

放射性物質の影響により価格が高騰しているきのこ原木及びおが粉の購入に要する経費の一部について補助する。

- | | |
|----------|--------------------------|
| 3 事業実施主体 | 農業協同組合、福島県きのこ産地化推進協議会 |
| 4 予算額 | 210,000千円 |
| 5 補助率 | これまでの購入費と新たな購入費の差額の1/2以内 |
| 6 事業実施期間 | 平成23年度～平成24年度 |

【担当課：森林林業総室 林業振興課】

森林林業再生支援・県産材安定供給体制整備事業（新規）

1 趣 旨

木質バイオマス施設の整備促進によるバイオマスエネルギーとしての木材の需要増加や復興需要に対応した建築材料としての県産材の安定供給システムを構築し、県産材の流通体制を強化する。

2 事業内容

県産材安定供給体制整備事業

震災復興需要などに対応した県産材の安定供給体制整備を図るため、木材関係団体が行う木材のストックヤードなどの整備検討や製材品等の供給システムの構築について、調査検討等を支援する。

3 事業実施主体 福島県森林整備加速化・林業再生協議会

4 予算額 3,491千円

5 補助率 定額

6 事業実施期間 平成24年度～平成26年度

【担当課：森林林業総室 林業振興課】

木質バイオマス利用施設等整備事業（継続） （森林整備加速化・林業再生基金事業）

1 趣 旨

東日本大震災からの復興を図るとともに、円高により流入する輸入材に対抗できる国産材の供給体制の整備を進める必要がある。

このため、間伐や地域木材・木質バイオマスの利用推進を図る事業を実施する。

2 事業内容

間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図るため、木質燃料の供給施設の整備に対して支援する。

3 事業実施主体	民間団体
4 予算額	288,194千円
5 補助率	1／2以内
6 事業実施期間	平成24年度～平成26年度

【担当課：森林林業総室 林業振興課】

木質バイオマスエネルギー利用先導的モデル事業（新規）

1 趣 旨

再生可能エネルギーとしての木質バイオマスの発電や熱利用を促進し、県産材のフル活用を図るとともに、被災地域における木質系震災廃棄物を木質バイオマスエネルギーに転換し、有効活用を進めるため、木質バイオマスプラントの整備に向けた本県における木質バイオマス利用基本計画の策定を行う。

2 事業内容

県内における木質バイオマス供給可能量や熱・電消費量、各市町村における木質バイオマス施設整備に関する意向等を調査し、本県の新たな木質バイオマス利用基本計画を策定する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	12,600千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成24年度

【担当課：森林林業総室 林業振興課】

治山災害復旧事業(過年災)(継続)

1 趣 旨

東日本大震災により被災した治山施設の被害の速やかな復旧を図り、山地を保全し民政の安定を確保するための災害復旧を実施する。

2 事業内容

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法に基づき、被災した治山施設の災害復旧を実施する。

平成24年度は、昼小屋地区(相馬市)、大洲地区(相馬市)の2地区で実施する。

3 事業実施主体	県
4 予算額	1,881,000千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成24年度～平成28年度

【担当課：森林林業総室 森林保全課】

治山事業(一部新規)

1 趣 旨

森林の維持造成を通じて山地に起因する災害から県民の生命・財産を保全することや、水源かん養、生活環境の保全・形成等を図ることで、安全で安心できる豊かなくらしの実現を図る。

2 事業内容

(1) 山地治山総合対策

山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山ダム工、土留工等の施設の整備や植栽、森林の造成等を行い、荒廃地、荒廃危険地等の復旧整備を実施する。

(2) 水源地域等保安林整備

水源地域等の森林において、森林の有する水源かん養機能を高度に発揮させ、水資源の確保と国土保全に資するため荒廃地等の復旧整備及び荒廃森林等の整備を総合的に実施し、県民の生命・財産を保全し、水資源の確保を図る。

また、荒廃した保安林において保安林の有する機能を回復させるために森林整備を実施する。

(3) 森林基盤整備(治山事業)

水源のかん養及び山地災害の防止のために行う荒廃危険山地の崩壊等を予防する事業を行う。

また、山地災害危険地区が複数存在する地域において、県が市町村や地域住民と協働で減災計画を策定し、総合的な治山対策を行う。

3 事業実施主体	県
4 予算額	1,561,555千円
5 補助率	—
6 事業実施期間	平成22年度～平成27年度

【担当課：森林林業総室 森林保全課】

治山施設事業(継続)

1 趣 旨

東日本大震災や近年多発する集中豪雨等の災害により、県民の生活と財産に被害を及ぼしており、これら被害地の復旧及び災害発生の予防のため治山事業を実施し、災害に強い安心・安全な県土の形成に努める。

2 事業内容

(1) 治山施設事業(県営)

保安林、保安施設地区、地すべり防止区域において、被害規模が国庫補助事業等の採択基準に該当せず、人命・財産に対する危険度が大きい箇所等において、復旧事業を実施する。

(2) 治山施設事業(団体営)

国庫補助事業及び治山施設事業(県営)の採択基準に該当せず、山地災害の恐れがある箇所、治山施設の被災箇所について法切工や流路工などの対策工を実施し、又は、保安林内の危険木を除去することにより、災害の防止・軽減を図る事業を市町村が実施する場合に補助する。

3 事業実施主体	2の(1) 県 2の(2) 市町村
4 予算額	87,440千円
5 補助率	2の(2) 7/10
6 事業実施期間	平成23年度～平成27年度

【担当課：森林林業総室 森林保全課】